



Miyazaki City Logo,etc,Usage Guidelines

宮崎市ロゴマーク等
ガイドライン
令和8年3月6日改正



目次

ガイドラインについて	3
デザインコンセプト	4
ロゴマークのレギュレーション	5
みやねこのレギュレーション	8
使用承認について	12
使用の禁止・制限	13
使用責任・知的財産権	14
商標登録・その他	15
お問い合わせ先	16



ガイドラインについて

本ガイドラインは、

- ・宮崎市ロゴマーク（ロゴタイプを含む。以下「ロゴマーク」という。）
- ・宮崎市キャラクター「みやねこ」（以下「みやねこ」という。）

を使用する際の使用方法について規定したものです。本ガイドラインの内容は適宜更新されますので、ご注意ください。

ロゴマーク及びみやねこ（以下「ロゴマーク等」という。）の使用者は、本ガイドラインの内容が常に最新版であることを確認いただき、[使用申請フォーム](#)から申請を行ってください。使用承認が不要な場合（P13）を除き、原則e-mailにて承認の通知を行います。

ロゴマーク等のデータについては、[みやねこ公式HP](#)よりダウンロードしてください。



デザインコンセプト

令和6年、宮崎市制100周年を機に、宮崎市ロゴマークとキャラクター「みやねこ」が誕生しました。

まちへの愛着や誇り“シビックプライド”の醸成を図るとともに、宮崎市の魅力をアピールできるデザインを意識し制作されたものです。

これからも、たくさんの笑顔が彩る街「SMILE MIYAZAKI」であり続けられるよう、ロゴマークとみやねこを活用しながら、宮崎らしい温かい日常を次世代へ繋いでいきます。



ロゴマークのレギュレーション（カラーと表示色）

ロゴマークは標準カラーを指定していますが、単色であればその他の色に変更して使用することも可能です。なお、グラデーションやパーツごとの塗り分けは認められません。

モノクロ表示の際は、モノクロ版のロゴマークデザインを使用するとともに、背景が濃い色の場合は白抜きを使用してください。

標準カラー



CMYK C100 M20 Y0 K0
RGB R0 G140 B214

モノクロ



CMYK C100 M0 Y0 K100
RGB R0 G0 B0



ロゴマークのレギュレーション（種類と使用サイズ）



①通常



②横並び



最小使用サイズ

印刷物 横10mm以上
デジタル表示 横140px以上



③マークのみ



④白抜き
(背景が濃い色の場合)



他のロゴマーク等と併記して
使用する場合は同等に見える
ようにしてください。



ロゴマークのレギュレーション（使用不可の事例）



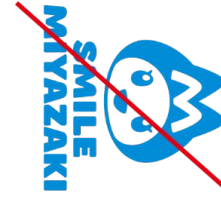
① サイズバランスを
変更すること



② 要素の一部が欠け
た状態で表現すること



③ 書体を変えること



④ 変形や、回転、傾
けること



⑤ 立体的な表現や他
の要素を追加すること



⑥ アウトラインのみ
で使用・表示すること



⑦ 影を付けること



⑧ グラデーションな
どの効果を加えること



⑨ ロゴタイプのみで
使用・表示すること



⑩ 識別を損なう表示
をすること







みやねこのレギュレーション（カラー）

「みやねこ」は、以下の指定に従ってご使用ください。

標準カラー









プロセスカラー[CMYK]

	C 7	M 8	Y 86	K 0
	C 0	M 0	Y 0	K 100
	C 0	M 61	Y 23	K 0
	C 0	M 96	Y 93	K 0
	C 92	M 75	Y 0	K 0
	C 7	M 40	Y 90	K 0

モノクロ



プロセスカラー[K]

	K 15
	K 100
	K 35
	K 80
	K 60
	K 30

みやねこのレギュレーション（種類と使用サイズ）

①全身



最小使用サイズ

印刷物 縦20mm以上
デジタル表示 縦280px以上

②顔のみ



最小使用サイズ

印刷物 横10mm以上
デジタル表示 横140px以上

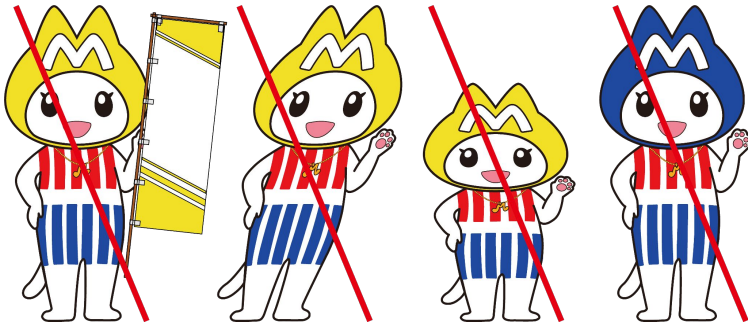
③文字ロゴ



最小使用サイズ

印刷物 横30mm以上
デジタル表示 横420px以上

みやねこのレギュレーション（使用不可の事例）



デザインの同一性を保持するため、イラストの比率や色の変更、重ね合わせ、持ち物の追加、衣装を着せる等の改変はできません。
公式サイトで配布しているデータをそのままの形でご使用ください。



難しい説明や特定の商品・政治・宗教等を勧めるなど、みやねこのイメージを損なうセリフを付けることはできません。
セリフを付ける際は「たのしみだみゃ」「わくわくするみゃ」など、ひらがな主体の簡単な言葉としてください。語尾は「みゃ」です。



みやねこのレギュレーション（許容される改変）

原則として改変は禁止ですが、以下の条件に限り、キャラクターの一部が欠ける状態での使用を認めます。



枠内への収まりや誌面の縁に合わせたトリミング（裁ち落とし）などデザインとしての表現



建物や窓、オブジェクトの背後からのぞき込む表現

保護領域



赤枠のパーツは必ず表示

顔のパーツ（おでこのMマーク、目、口）は必ず表示面に収め、隠れないようにしてください



ロゴマーク等使用承認の申出

- ①みやねこ公式HPより申請の上、データをダウンロードして使用してください。
- ②使用に当たっては、申請フォームにて使用開始の2週間前までに申請を行ってください。
また申請内容を変更する場合は、改めて申請を行ってください。
- ③使用に当たっては、使用品等の見本または企画書の提出を請求する場合があります。
- ④ダウンロードしたロゴマーク等のデータを、第三者へ再配布するなどの行為は禁止します。

使用承認が不要な場合

- ①個人の楽しみの範囲で使用する場合（商用でない個人の名刺など）
- ②報道機関が報道目的で使用する時
- ③国又は地方公共団体が業務で使用する時
- ④学校その他教育機関が教育等の目的で使用する時
- ⑤市の主催や共催事業など、市が関係する公共的な業務において使用する時
- ⑥その他、市が適当と認めるとき

※上記の場合、**使用承認は不要ですが**、[申請フォーム](#)での届出は必要となります。



使用の禁止・制限

- ①法令及び公序良俗に反するおそれがあると認められる場合
- ②市の信用又は品位を損なうおそれがあると認められる場合
- ③第三者の利益を害するおそれがあると認められる場合
- ④特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがあると認められる場合
- ⑤特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれがあると認められる場合
- ⑥不当な利益を得るために利用されるおそれがあると認められる場合
- ⑦暴力団不当行為防止法におけるの暴力団・暴力団員や密接な関係を有する者が使用するおそれがある場合
- ⑧キャラクターの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- ⑨キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- ⑩本ガイドラインに定めるキャラクターの仕様及び使用方法に従って使用しないおそれがある場合
- ⑪市のプロモーションの趣旨に反するおそれがある場合
- ⑫その他、市長が不適當と認める場合



使用責任

- ・ロゴマーク等の使用は使用者の責任のもとで正しく使用してください。
- ・ロゴマーク等の使用が認められる場合であっても、本市は使用者や使用者の商品・サービス等について推奨や保証を行うものではありません。
- ・ロゴマーク等が使用された媒体やその内容、本ガイドラインに反するロゴマーク等の使用、その他、個々のロゴマーク等の使用に置ける不利益等については、本市は一切の責任を負いかねます。

知的財産権

- ・ロゴマーク等に関する著作権など一切の知的財産権は本市に帰属します。
- ・ロゴマーク等の不正使用又は本ガイドラインに反する使用により、本市のロゴマーク等にかかる知的財産権が侵害された場合、差止請求や損害賠償請求等の法的措置を講じる場合があります。



商標登録番号

- ・第6859238号 文字商標「みやねこ」
- ・第6859239号 ロゴマーク
- ・第6859240号 キャラクター「みやねこ」

その他

(1)本ガイドラインの改定について

- ・本ガイドラインは本市が事前の予告なく改定することがあります。
- ・本ガイドラインが改定された場合は改定後のガイドラインに従っていただきます。



問い合わせ先

Contact information

宮崎市総合政策部 秘書課 広報広聴室
〒880-8505 宮崎県宮崎市橘通西1丁目1番1号
電話：0985-21-1705
メール：01kouhou@city.miyazaki.miyazaki.jp